

仕 様 書

- 1 件 名 シュレッダーの借入に伴う物件の調達
- 2 機器及び台数 シュレッダー 1 台
- 3 履行場所 公益財団法人 東京都中小企業振興公社 事業戦略部 国際事業課
(設置場所) 東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号 東京都立産業貿易センター浜松町館 5 階
- 4 履行期限 令和 2 年 9 月 1 5 日 (火曜日)
- 5 機能仕様
 - (1) 最大細断枚数は 50 枚以上であること
 - (2) 細断方法はパワークロスカット又はそれに準ずるもの
 - (3) 投入幅は 310mm 以上 (A3 サイズ対応) であること
 - (4) 屑収容能力は 90 リットル程度であること
 - (5) 待機時消費電力が 1.5kW 以下であること
 - (6) 外形寸法が W500mm×D550mm×H1,000mm 以内であること
 - (7) 細断可能物は紙、クリップ、ホチキス、CD、FD、MO、カード類に対応すること
 - (8) 安全配慮として、非常停止スイッチ、メディア細断用カバー、オートスタート・オートストップ機能、カッター負荷視認用ランプがあること
- 6 保守
 - (1) 以下の条件でそれぞれ保守対応すること (5 年間の保守を予定)
 - ・ 1 年に 1 回の定期保守、出張修理が年 3 回あること
 - (2) 機器が正常に稼働し得るよう委託者の要請によりサービス担当者を派遣して、機器の点検、調整、故障・修理を行い、必要な部品 (カッター等) の供給、交換を行うこと
- 7 納品 (搬入)・撤去時の注意
使用可能な状態にまで設置・設定すること。また、必要に応じ、適切な操作方法を説明すること。
- 8 見積り様式
 - (1) 機器見積り
シュレッダーの機器の内訳 (設置費用含む) がわかる見積書 (税込み)。
 - (2) 保守見積り
シュレッダーの保守費用については、保守基本料金等の内訳がわかる見積書 (税込み)。

* 受託先については、機器及び保守費用の総額で決定する。

9 機種選定・リース選定・保守費用等について

- (1) 機種選定は競争入札で決定し、リースについては別途選定を行う
- (2) 保守費用はリース料に含めない
- (3) 機器導入からカッター保証満5年有すること。保証期間内の自然故障は、障害復旧に必要な対象内部品類を受託者の負担で用意すること

10 契約情報の公開

(公財)東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公開に関する要綱」に基づき、特定契約(官公庁との契約や競争入札に適さない契約等)のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

(1) 公表項目

契約(競争・独占・緊急・少額または特定の区分別)、契約種別(工事・委託・物品等の区分別)、契約相手方の名称、契約金額

(2) 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回とりまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は、契約締結後14日以内に文書にて同意しない旨、申し出ることができません。

11 その他

- (1) 暴力団等排除に関する特約事項については、仕様書_別紙2のとおりとする
- (2) 本仕様書の内容に疑義が生じたとき及び仕様書に記載のない事項については、担当職員と協議の上、定めるものとする。

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をする事。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。